

# 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画

平成 29 年 3 月

鎌倉市教育委員会

## 目 次

1 保存活用計画策定の目的	1
2 御成小学校旧講堂の概要（現況）	1
3 御成小学校旧講堂の価値及び御成小学校の現状と課題	2
(1) 御成小学校旧講堂の価値	2
(2) 御成小学校の現状と課題	3
4 御成小学校旧講堂の保存活用計画	3
(1) 保存活用の基本方針	3
(2) 文化遺産としての各部分、部位の保護の方針	3
(3) 文化遺産としての価値を踏まえた活用の方針	5
(4) 児童、教職員、来校者の安全性等の確保に係る方針	6
(5) その他の対策	8
(6) 基本プラン	9
5 その他の事項	9
(1) スケジュール	9
(2) 改築工事に係る概算費用	10
(3) 学校が使用しない時間の活用方法等についての考え方	10
付図 1. 御成小学校旧講堂現状正面図	11
付図 2. 御成小学校旧講堂現状平面図	12
付図 3. 御成小学校旧講堂整備案平面図	13
付図 4. 御成小学校旧講堂整備案桁行断面図	14
付図 5. 御成小学校旧講堂整備案矩計図	15
付図 6. 御成小学校旧講堂整備案正面図	16
付図 7. 御成小学校旧講堂整備案側面図（北面・南面）	17
付図 8. 御成小学校旧講堂整備案背面図	18
付図 9. 御成小学校消火栓配置案図	19
付図 10. 御成小学校旧講堂延焼のおそれのある範囲	20

### 参考資料

1 御成小学校旧講堂の破損調査	21
2 改修工事に係る概算費用	23
3 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会	24

## 1 保存活用計画策定の目的

御成小学校は、昭和 8 年 10 月に鎌倉御用邸跡地に建設され、同年 12 月に鎌倉郡御成尋常高等小学校として授業を開始しました。

御成小学校旧講堂は、校舎とともに建設された建物で、小屋組が木造トラスで構成される近代和風の大型木造建築物で、戦前の鎌倉の小学校の唯一の遺構であり、その建設には幅広い識見と当時の鎌倉の施工業者の主力が注がれており、御成小学校周辺地域の景観の象徴として貴重な建物です。

平成 10 年 12 月の新校舎改築までは、旧講堂は学校の屋内運動場として体育の授業や一般市民にも活用されてきましたが、新たに体育館を建設したことから、講堂としての利用を終えたところです。

また、御成小学校は児童の増加から、普通教室の不足が生じており、これまで多目的室や特別教室の普通教室への転用、校舎を増築するといった対応をしています。

こうした旧講堂の歴史的・文化財的価値、御成小学校の教育環境の現状を踏まえて、旧講堂は、できる限り保存し、学校施設として活用することが望ましいと考えています。

保存活用の方法についてですが、児童が利用する施設として求められる機能や安全性を確保した上で、どこまで保存が可能なのか、学校の現状を踏まえ、旧講堂をいかに活用することが望ましいか、費用対効果を含め検討するため、平成 27 年 11 月に歴史的建造物や建物構造等の知識を有する学識経験者、知識経験者及び御成小学校長からなる「鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会」を設置し、保存活用計画の策定に向け協議を進めてきました。

## 2 御成小学校旧講堂の概要（現況）

名 称：鎌倉市立御成小学校旧講堂

所在地：神奈川県鎌倉市御成町 625 番地 3

竣工年：昭和 8 年

構造形式：木造平屋、トラス小屋組

規 模：床面積 684.26 m<sup>2</sup>

屋根形式、屋根葺材：入母屋造、鋼板葺き（現在は仮設葺き）、  
搭屋は鉄板瓦棒葺き宝形造

外 壁：下見板張り（上部小壁は漆喰塗り）、  
搭屋は波板鉄板張り（袴腰部分は平鉄板張り）

基 礎：コンクリート布基礎

### 3 御成小学校旧講堂の価値及び御成小学校の現状と課題

#### (1) 御成小学校旧講堂の価値

##### ① 創建以来多くの児童や市民に親しまれている講堂である

昭和8年開設の大規模な公共初等教育施設であり、歴史ある学校施設です。市内で唯一現存する木造講堂であり、多くの卒業生の記憶に染み込む市民に親しまれた建物です。

##### ② 鎌倉郡衙、鎌倉御用邸等の土地の記憶を受け継ぐ場所に立地する建物である

敷地は古代の鎌倉郡衙跡、中世の武家屋敷跡であり、近代期には別荘地であった鎌倉を象徴する鎌倉御用邸がありました。御成小学校旧講堂は、各時代の鎌倉が果たした歴史的役割を感じさせる、重層的な記憶を持つ土地に立地する象徴的な歴史的建物です。

##### ③ 御成山を背景にして、鎌倉駅西側の濃密な歴史的景観を形成している

御成山を背景とした旧御用邸一帯は、旧講堂や旧図書館等が緑の中に立ち並び、歴史的景観を形成しています。若宮大路と並行する今小路沿いは緑豊かで個性的な歴史的町並みを生み出し、旧講堂は周辺地域の景観の象徴として貴重な建物です。

##### ④ 二つの塔屋を持つ、個性的で優れた外観意匠を持っている

学校講堂としては珍しく塔屋を二つ建て左右対称とした個性的な外観意匠としています。望楼や下見板等の洋風要素に加えて、入母屋の大屋根や懸魚、舟肘木等、寺社の和風意匠も取り入れ、それを見事に調和させた優れた外観意匠を有しています。

##### ⑤ トラス構造による格天井の大空間など、優れた講堂空間を有している

小屋組は洋小屋であるトラス構造とし、コンクリートブリッジ基礎とするなど、耐震にも一定程度配慮した昭和初期の木造建築の構造的特徴を現しています。トラス構造の大屋根を設けることにより、講堂内部に大空間を確保して、さらに講堂上部を格天井として、印象的で壮大な空間を生み出しています。講堂には演壇も残り、魅力的で歴史的な講堂空間を今に伝えています。

##### ⑥ たびたびの改修を行いながらも、往時の形態をよく残している

旧講堂の建設には幅広い識見と当時の鎌倉の建設業者の木造技術の粋が集められています。建設以来、部屋の一部や仕上げ材（屋根、床板、天井板等）に度重なる改修を受けていますが、外観意匠はほぼそのまま創建時を継承し、内部も講堂や演壇、控室、奉安室等の特徴的な構成を今によく伝えている建物です。腐朽箇所、破損箇所もみられますが、構造体には大きな劣化や損傷は見られず、当時の建築技術の高さを物語っています。（詳細は、21ページ 参考資料「1 御成小学校旧講堂の破損調査」のとおり）

## (2) 御成小学校の現状と課題

御成小学校は児童数、学級数ともに増加しており（例えば、平成11年度当初児童数285人、学級数14クラスに対して平成28年度当初児童数561人、学級数21クラス）、教室数の不足が発生しています。このため図工室や多目的室などを普通教室に転用して対応している状況で、各教室の確保が課題となっています。

# 4 御成小学校旧講堂の保存活用計画

## (1) 保存活用の基本方針

御成小学校旧講堂を保存し、学校の課題に応えるための活用を図るものとし、以下の項目を基本方針とします。

- ① 旧講堂を学校施設として活用することを前提とする。
- ② 活用のための改修は、御成小学校旧講堂の文化遺産としての価値を損なわないよう配慮する。
- ③ 教室形態の施設を設置することにより、普通教室の不足等学校の課題を解決する。
- ④ 休日や夜間など学校が使用しない時間の活用方法について検討する。

## (2) 文化遺産としての各部分、部位の保護の方針

### ① 保護の方針の意味

保護の方針とは、文化庁がその策定を推奨する「重要文化財（建造物）保存活用計画」で求められる水準に準じ、御成小学校旧講堂の文化遺産としての価値を損なわないために、外観や各部屋の部分、部位について重要性の優先度を設け、なるべく保存する場所と、活用等に応じて改変も許容する場所を区分するものです。

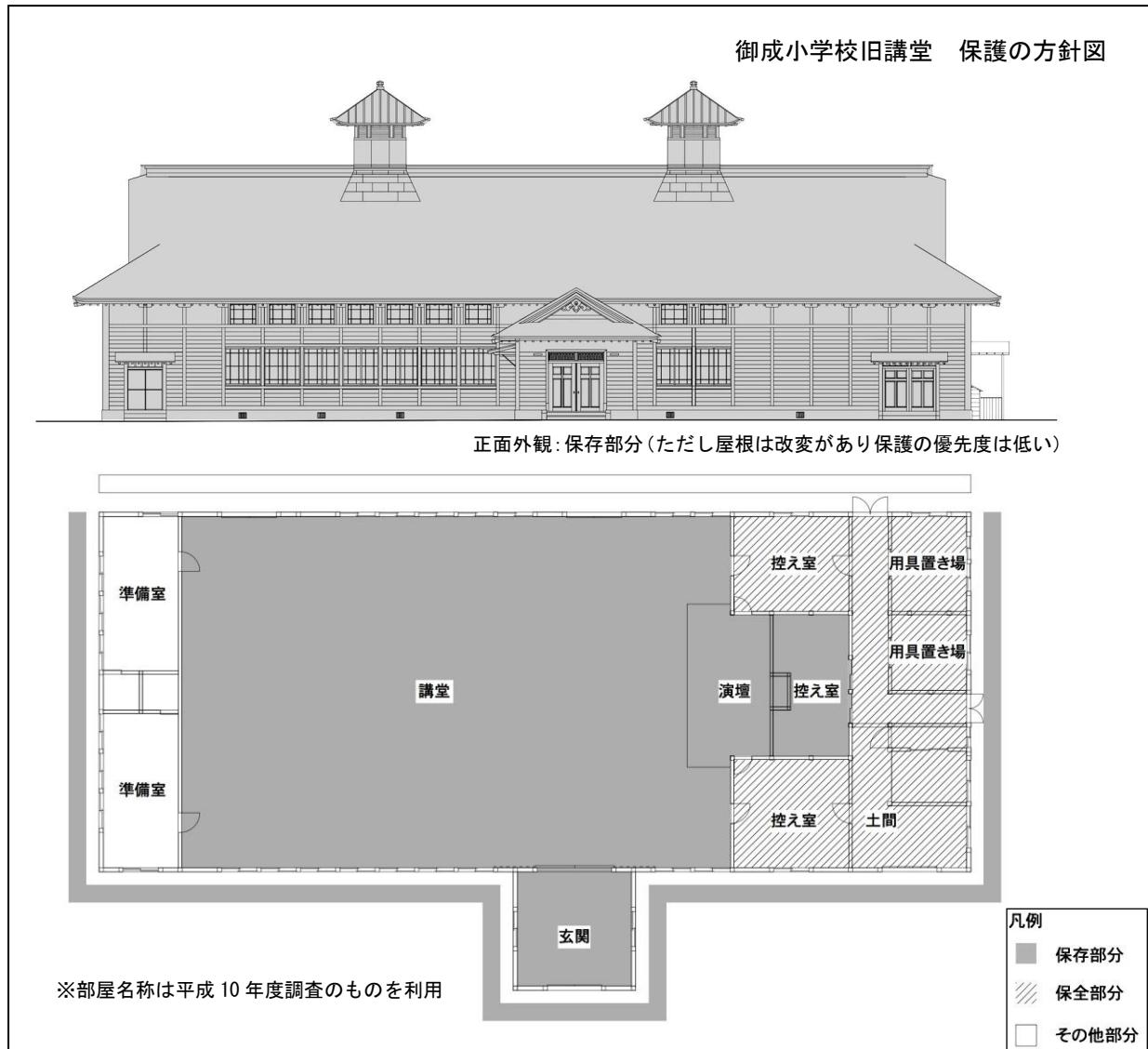
### ② 御成小学校旧講堂における保護の方針

外観に関しては、主要な望見部分である正面（東面）に加え、今小路からのランドマークとしてよく見える北面、南面はなるべく保存を図ります。

内部に関しては、建物の主要用途となる中心的な部屋であり、意匠的にも優れており、創建時の状態をよく残す講堂及び演壇背後の控え室はなるべく保存を図る場所であり、北側の付属的な部屋はそれに続く価値を有する部分です。南側は大きく改変されており、

活用等による改変がある程度許される場所です。

講堂部分に関しては、改変の少ない内壁や開口部、演壇、凝った意匠である格天井はなるべく保存を図る部位であり、床は体育館活用の際に床板を貼っており、改変がある程度許容されます。格天井が続く広大な講堂空間を感じられるよう整備することが特に重要です。



#### 保護の方針の凡例

##### ●保存部分（正面・北面・南面外観・講堂部分）

建物の中心的な部屋であり、意匠等が優れ、創建時の様子を良く残す。最も価値を有する部分である。  
この部分に関しては、なるべく保全を図り、歴史的雰囲気を継承する。

##### ●保全部分（内部北側部分）

講堂の附属的な部分だが、往時の意匠をよく残しており、保存部分に続き価値を有する部分である。  
保存部分との調和に努める

##### ●その他部分（背面外観・内部南側部分）

建物の中では最も改変が大きく、往時の意匠が残されていない部分である。活用のために必要な改変は、  
この部分を中心的に行うこととする。

## 旧講堂内部 保護の方針図

天井：一部改変があるが一体感を感じさせる優れた意匠の天井であり、修復の上、保存を図ることが望ましいと考えられる。

演壇：アルコープとともに残存し創建時の姿を伝えるために保存が望ましい。

床：当初床の上に新規材料が張られており、現状床の保存優先度は低い。復原は考えられる。



壁：梁型や採光を考えた高窓を配した創建時の姿を伝えるものであり、保存が望ましい。

### ③ 御成小学校旧講堂における保護の留意点

御成小学校旧講堂の文化遺産としての価値に鑑み、将来、教室等としての利用が必要なくなった場合などは、創建時への復原が検討できるよう最小限の改変とします。例えば、必要数の学校教室の増設等を行う場合、将来の児童数の減少等に対応できるように、新たに設置した部分は取り外し可能とします。これにより、既存の部材や工法の保護をなるべく図ります。

また、御成小学校旧講堂は竣工後、屋根等いくつかの改変を行っており、その姿を変えています。創建時への復原については、改修工事により得られた知見をもとに、将来的に検討ができるように工事記録等を行います。屋根についても創建時はスレート葺きですが、屋根重量による構造耐力上の負荷が増す等の観点から、当面は講堂に調和した金属板葺きとします。

なお、御成小学校旧講堂の価値に基づき、国登録有形文化財（建造物）の申請を行っており、平成29年3月10日に開催された文化庁文化審議会において、旧講堂を登録するよう文部科学大臣に答申されたところです。

### （3）文化遺産としての価値を踏まえた活用の方針

御成小学校旧講堂の歴史的、建築的価値を維持しながら、現在の御成小学校に不足している特別教室等、会議室、面談室等を確保することとします（その配置については、（6）基本プランと付図3を参照）。

建築基準法上の用途は「学校」（小学校）とします。学校施設としての役割を踏まえ、児童や教職員の安全性に配慮し、建築基準法を遵守するとともに、部分的にはそれ以上

の安全性を保つ設計とします。

旧講堂の外観に関しては、今小路のランドマークとして視認できるよう、外構等を整備します。

#### (4) 児童、教職員、来校者の安全性等の確保に係る方針

学校施設として、児童、教職員、来校者等の安全性の確保に十分留意した設計を行います。特に耐震補強、防火等に対する対策を講じます。

##### ① 耐震補強対策

###### ア 目標設定と計算方法

耐震基準に関しては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「鎌倉市耐震改修促進計画」及び「鎌倉市公共建築物耐震対策の実施方針」に規定されている「避難所（ミニ防災拠点）（小中学校）」として求められる耐震安全性の目標と同等以上を目指すものとします。なお、同基準では「大地震動後、構造体に大規模の修繕を必要とする損傷が生じないものであり、かつ、直ちに使用することができるもの」とされています。

耐震補強設計については、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 26 日国土交通省告示第 184 号）の規定と同等以上の効力を有すると認められている「2012 年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会 国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に基づいています。

具体的な構造計算は、伝統的木造建築物に対してよく用いられる「限界耐力計算法」を採用することが望ましいと考えます。（付図の耐震壁はこの方法で計算しています。）

基本設計段階時に再調査を行う液状化調査の結果によっては、耐震補強設計の方針を関係機関と協議のもと検討していきます。

###### イ 具体的な工事方法

具体的な工法としては、部材を全て解体する改修ではなく、現地に存立させながら破損・腐朽部分の改修及び構造補強を行う「半解体改修」を実施します。一部部材に破損箇所等が確認されており、これらは健全なものと交換します。

構造補強の一環として、基礎を新設します。地下にある貴重な歴史遺構の保全のため、平成 28 年度に実施した試掘調査で確認された遺構面（地表から 90cm）から 30cm 以上の位置に碎石を敷き、鉄筋コンクリート造の耐圧盤（マットスラブ）を設置します。マットスラブは通常のべた基礎に比べて、鉄筋量が多く厚みがあるため剛性が高い基礎工法です。

当該地の地盤の液状化については、これまで実施された「御成小学校地質調査」において地震による液状化の調査はされていますが、神奈川県が作成した「液状化想定マッ

プ」（神奈川県想定南関東地震）では液状化が想定される区域となっており、現状を確認するため基本設計段階時に再調査を行う予定です。（マットスラブは液状化に対して有効な構造です。）

このほか、地震時の建物の歪み等を防止するため、天井裏の補強等により水平構面の剛性を確保するとともに、地震時に大きな変形を生じても天井や壁が落下しないよう、天井材等の落下防止策を図ります。

#### **ウ 耐震壁等の配置**

既存壁の内部の補強（付図3参照）を行うことで耐震基準を満足することが見込まれます。さらに、基本設計の段階において、現状の旧講堂の仕様と同等の壁の強度実験を実施する予定であり、これらによって、旧講堂の耐震性能をより正確に把握することが可能となります。

#### **エ その他**

この他ガラス窓の強化（防犯等も兼ねる）、壁の剥落や照明等の落下防止を図ります。地震対策については、後記する防火対策と併せ、法定消防計画に基づき、地震時の避難等の体制を整備し、訓練を行います。これは水害、土砂災害等の他災害についても同様です。

### **② 防火対策**

#### **ア 方針**

御成小学校旧講堂を火災から守り、同時に周辺市街地への延焼を防ぐために、鎌倉市、御成小学校、鎌倉市消防本部が密接に協力し、防火対策に努めます。御成小学校により消防法第8条に基づく「消防計画」が策定されており、これに準じて、旧講堂に対する方策を盛り込み、防火対策を講じます。

御成小学校旧講堂は木造建築であり、燃焼性が高い建物で、ひとたび火災が広がると消火が困難であることを踏まえ、予防、早期発見・早期通報、初期消火に重点を置いた方策を講じます。

#### **イ 予防**

常駐警備員による巡回強化、旧講堂内及び外壁から6m以内の火気使用禁止、備品調度やカーテンの防炎等性能の確保、全ての電気配線の更新と漏電遮断機の設置、各室の施錠等管理強化等を図ります。

#### **ウ 早期発見・早期通報**

内部は各室に煙感知器を設置し、外部にも放火対策等として炎感知器等を設置します。感知器と連動した火災通報装置を新設し、自動火災報知設備と連動させます。昼間は教職員による確認の後、火災であれば消防本部に通報します。夜間は消防本部が信号を受信した場合は、学校側に一度確認電話を行い、返答がない場合は自動的に出動します。これにより早期に消防活動を開始できます。（確認電話で誤報と判明した場合は出動し

ません。) 誤作動による出動も増える可能性もありますが、消防本部としては大規模木造建築物による延焼被害を防止するため早期出動を図ります。

## **エ 防火体制**

御成小学校の消防計画により、自衛消防組織が組織されています。自衛消防組織は「指揮班、通報連絡班、消火班、避難誘導班、安全防護班、救護班」から構成されます。消防計画に基づき、本体制で鎌倉市、鎌倉市消防本部と連携し防火対策にあたることとします。

## **オ 避難**

出火発見とともに、消防計画に基づき、避難誘導班が児童の避難誘導を行います。旧講堂内は二方向避難路を確保します。

## **カ 初期消火**

出火発見直後は消防計画に定められた消火班が初期消火活動を実施します。そのために学校内の消火栓の取扱いを訓練により熟知するようにします。

ごく初期の出火に対しては、屋内消火栓、各室に消火器を設置し、消火活動を実施します。このほか、既設の 65mm 屋外消火栓の配管、ポンプ室を活用し、旧講堂周辺に二基増設します(付図 9 参照)。

## **キ 消防活動**

既設の 100t 水槽を活用し、消防活動を行います。近在消防署は鎌倉消防署であり、旧講堂まで約 1,100m 程度で、通報から約 5 分で到着する予定です。旧講堂は道路を挟み、マンション等と対面しており、近隣市街地への延焼は確実に防止します。

## **ク 延焼防止**

旧講堂内部は、主要な間仕切り、小屋裏隔壁、天井裏への不燃材の設置等により、防火上支障がない仕様として、旧講堂内の内部延焼を遅らせます。

旧講堂の延焼のおそれのある範囲は主に建物背面(西面)にあたり、旧講堂背面の外壁や軒裏の延焼を抑制するための性能と、背面建物(増築した普通教室棟)の東面開口部の遮炎性能を高めるための防火戸設置等について、基本設計時に検討を行います。

## **(5) その他の対策**

このほか、必要な防犯対策(施錠管理や開口部からの進入を防止する方策)を施します。

活用上は講堂利用時に来校者も想定されるため、児童と来校者との動線を分離します。また、児童、来校者双方が利用可能なトイレを整備します。

バリアフリーへの対応として、児童、来校者双方が利用可能なスロープを設置します。

児童が上履きのまま講堂に移動できるように既存教室との渡り廊下の設置等を基本設計時に検討します。

## (6) 基本プラン（付図3～8参照）

### ① 教室形態の部屋2室を「箱状」に設置

講堂内を二分割し、南側に教室形態の施設として、壁と天井で構成する「箱状」の部屋を2室設け、御成小学校の教室不足という課題に対応するため、特別教室等として活用します。

特別教室等としての活用に当たっては、現在、設置していない図工室などとすることが考えられますが、学校の要望を設計に反映していきます。

箱状の部屋することで、防音や空調設備の効果が得られるとともに、取り外し可能な構造として、将来的に児童数の減少等により特別教室等としての必要がなくなった場合は、講堂として復原ができるような構造とします。

### ② 演壇を活かした多目的室の設置

講堂内を二分割した演壇のある北側には、演壇を活かした多目的室として活用します。

床面積約250m<sup>2</sup>の広さを確保できるので、学年ごとに集まって活動したり、演壇を利用し児童の発表や視聴覚室的な役割の場としても活用できます。

### ③ そのほかの活用等

北側の控室や用具置き場となっている諸室4室は、現状の間取りを保全して、面談室や会議室などに活用します。

南側の大規模な改裝を行っている諸室は、特別教室等への児童動線、児童・来校者のトイレ等に改修します。

さらに、講堂南面に児童・来校者双方の利用が可能なスロープを設置します。

## 5 その他の事項

### (1) スケジュール

この基本計画を基に、平成29年度から30年度までの2年間で、改修設計業務を行います。改修設計業務は、基本設計、実施設計を進めています。

基本設計においては、壁の強度実験、地盤の液状化調査を実施した上で、設計を行います。

引き続き、作成した基本設計を基に、改修工事に当たっての実施設計を行います。

なお、設計に当たっては、鎌倉市景観計画に基づき、良好な都市景観の形成に配慮します。

平成 31 年度から改修工事に着手する予定としていますが、完了の期日は、改修工事の内容により定まりますので、複数年掛かることも考えられることから、現時点では未定です。

## (2) 改修工事に係る概算費用

保存活用に要する改修工事に係る現時点の概算費用としては、3 億 5 千万円程度と見込んでいます。(23 ページ 参考資料「2 改修工事に係る概算費用」のとおり)

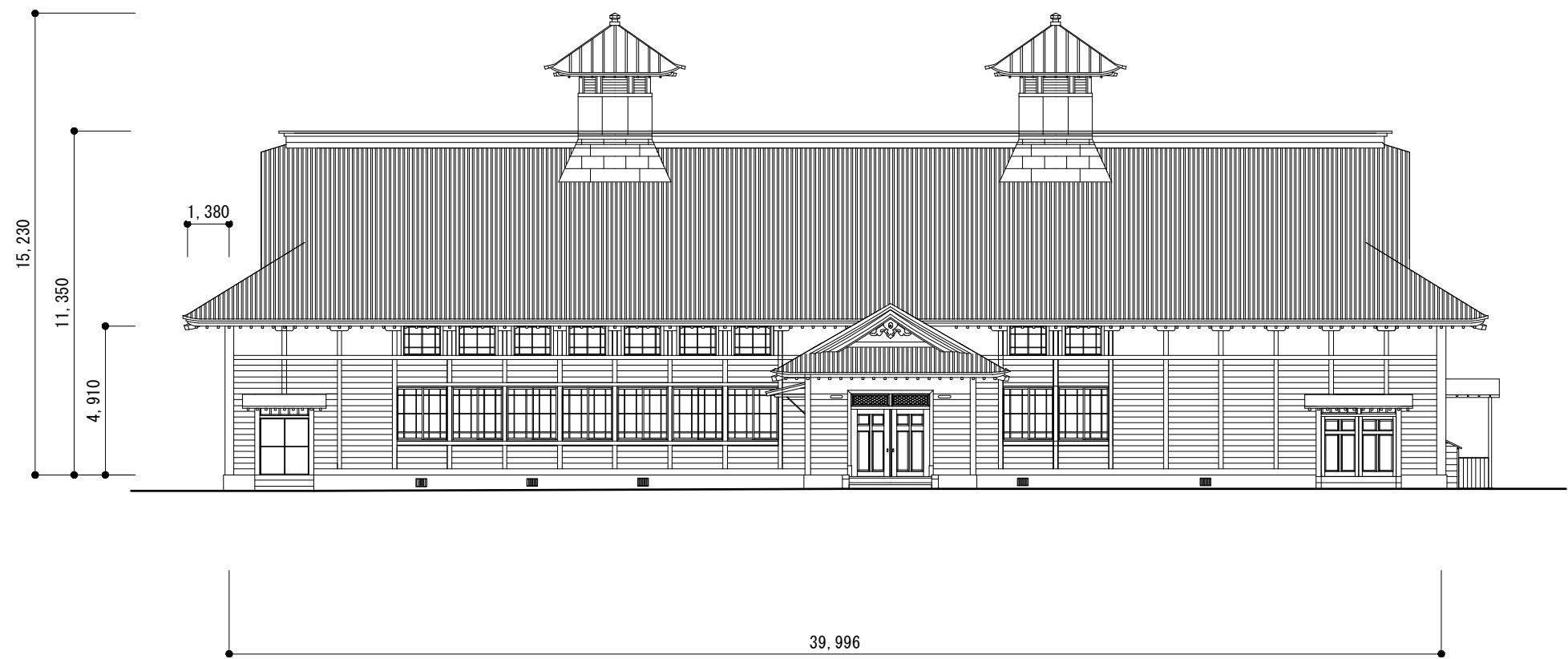
なお、基本設計時に実施する壁の強度実験及び地盤の液状化調査の結果により、想定した工事内容の変更や、工事入札時点における人件費及び建設資材の価格の状況などによっても費用が変動する可能性があります。今後、国の補助金や市のふるさと寄附金の活用など財源の確保を図ることが重要であります。

## (3) 学校が使用しない時間の活用方法等についての考え方

不特定多数の方が利用する集会場のような活用をするには、柱などの軸部、壁仕上げ、外部建具を準耐火建築物等の仕様に変更しなければならず、旧講堂の大きな改変が必要となります。このような活用をすることは、旧講堂の文化遺産としての価値を損なうような改修をしなければならないためできませんが、学校施設という枠組みの中で、活用できる範囲について、引き続き検討します。

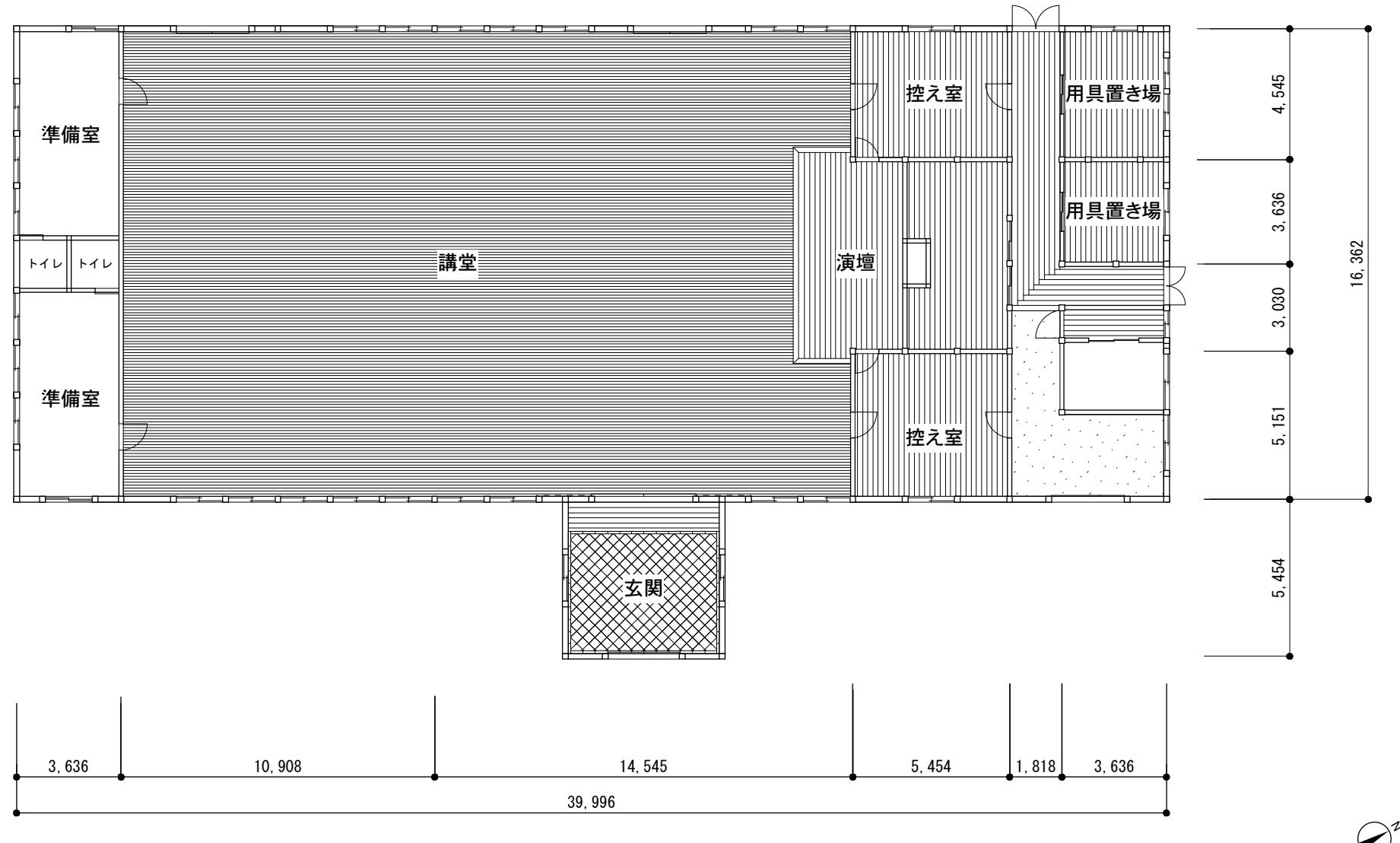
また、将来、教室等としての利用が必要なくなった場合などは、創建時への復原を検討した上で、用途の見直しや活用の方法を改めて検討するものとします。

付図 1. 御成小学校旧講堂現状正面図



付図2. 御成小学校旧講堂現状平面図

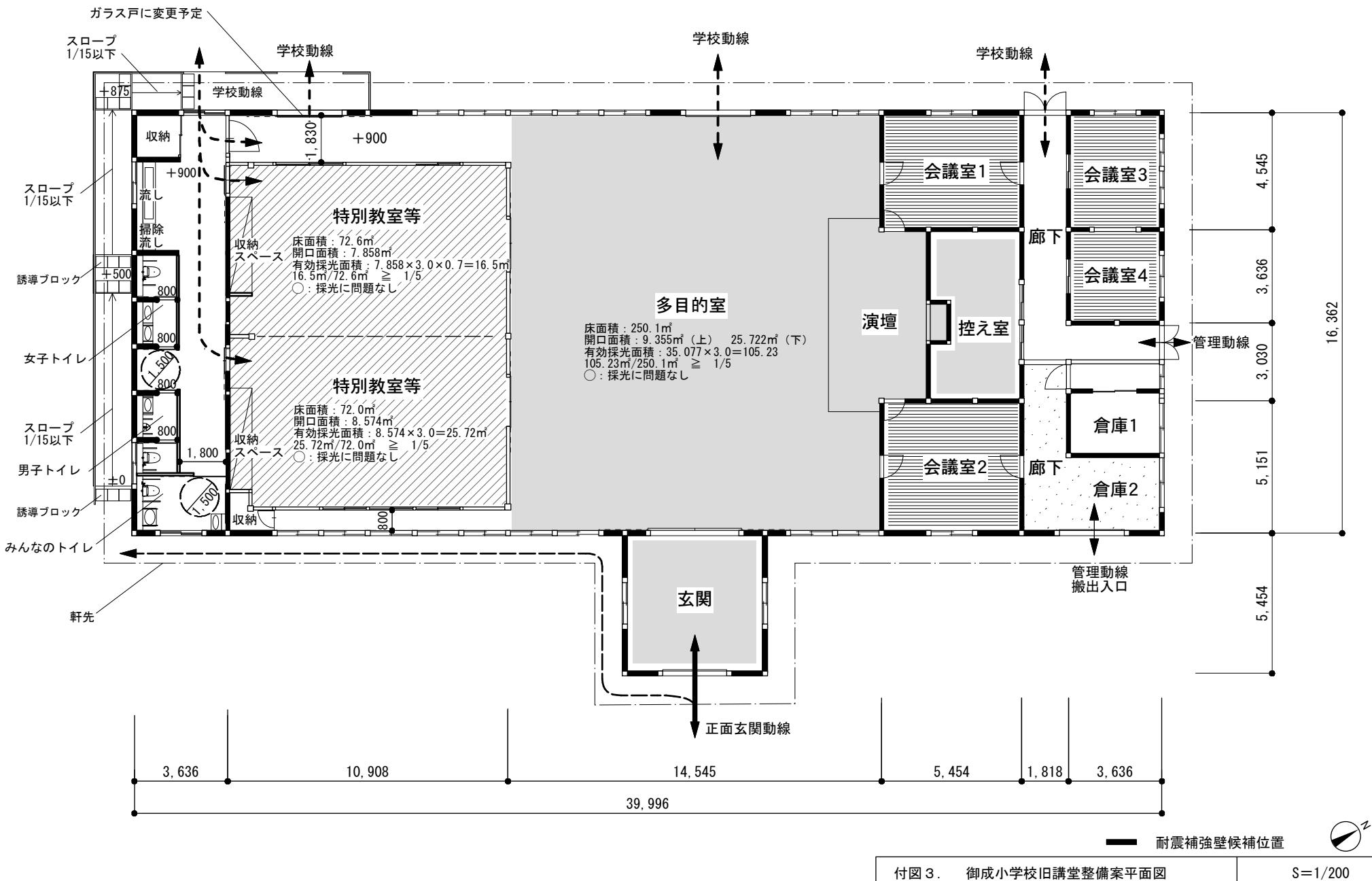
12



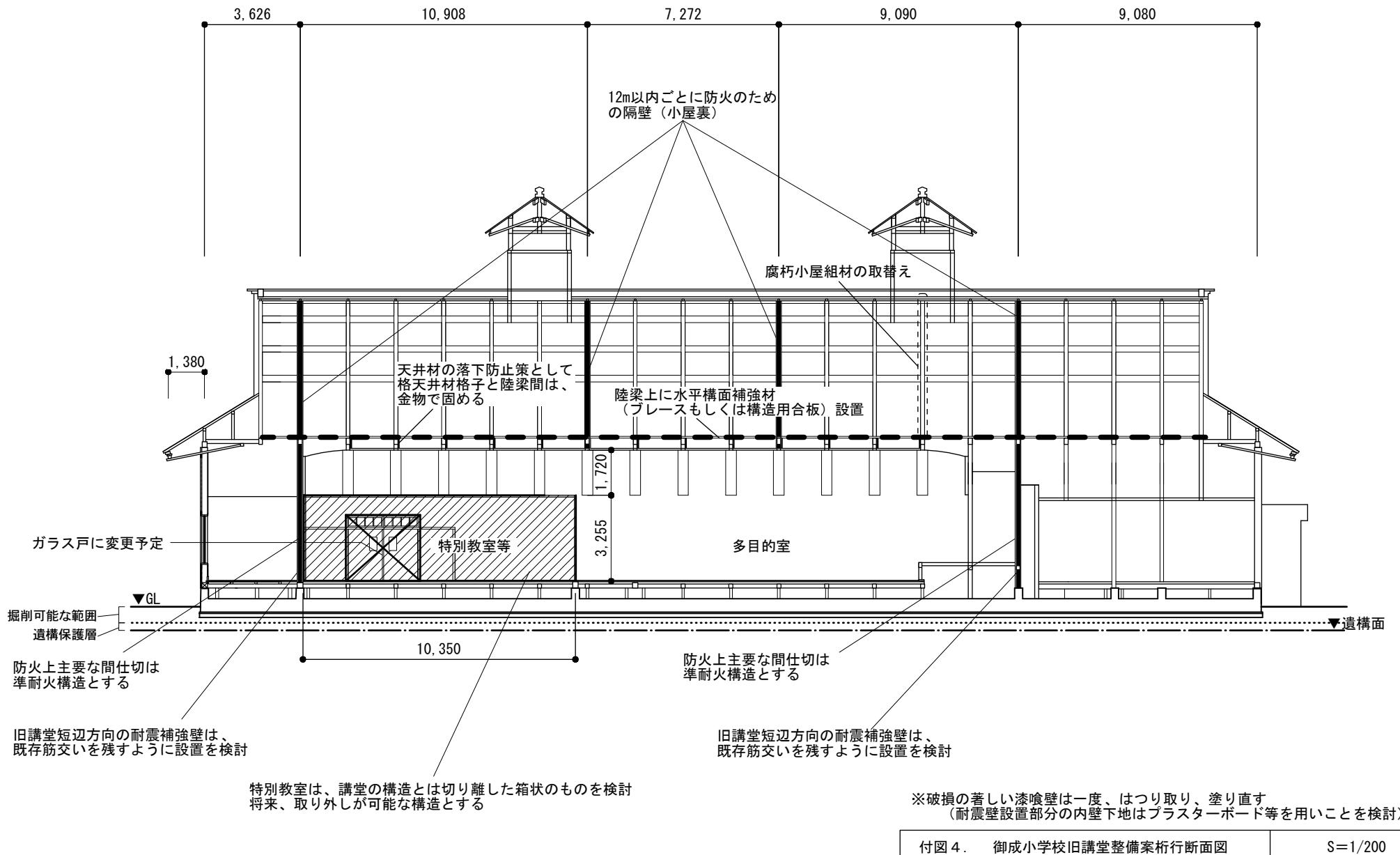
付図2. 御成小学校旧講堂現状平面図

S=1/200

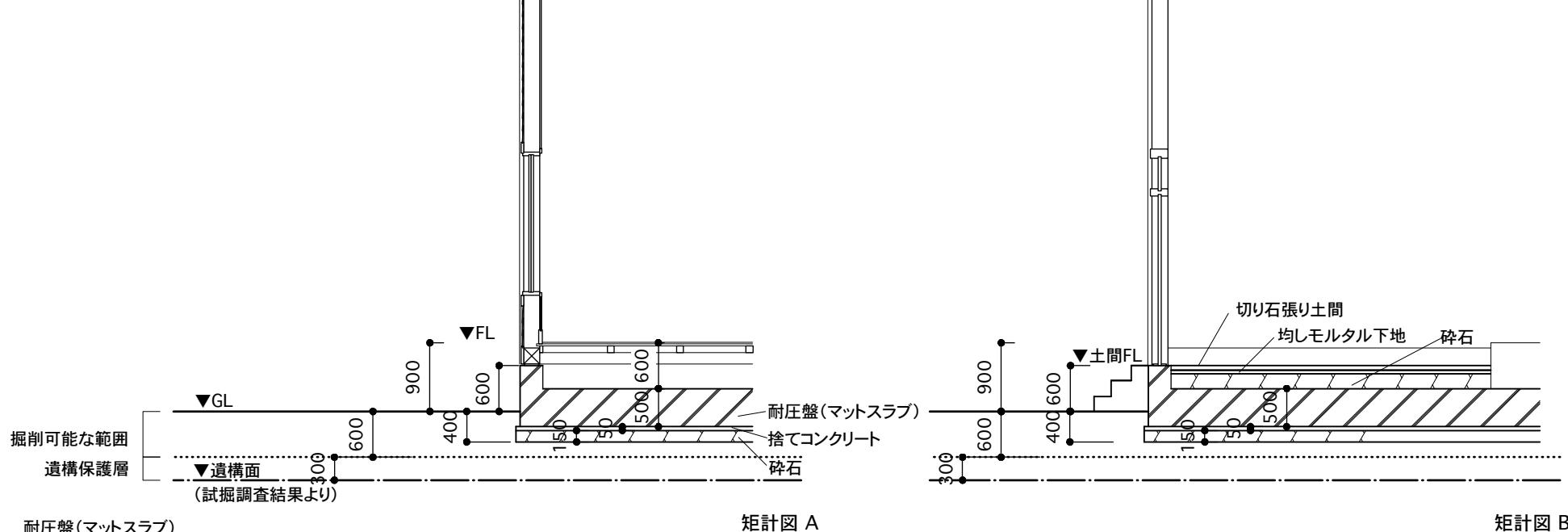
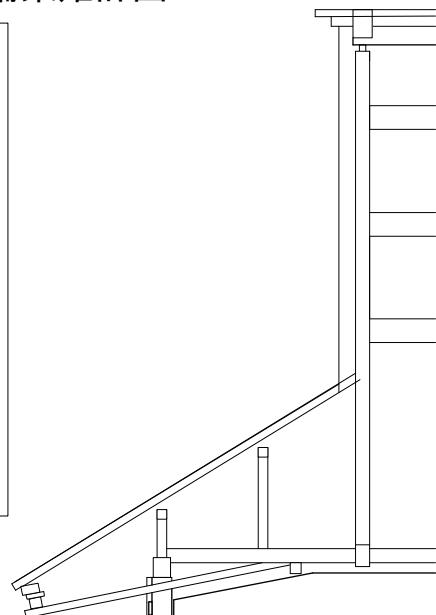
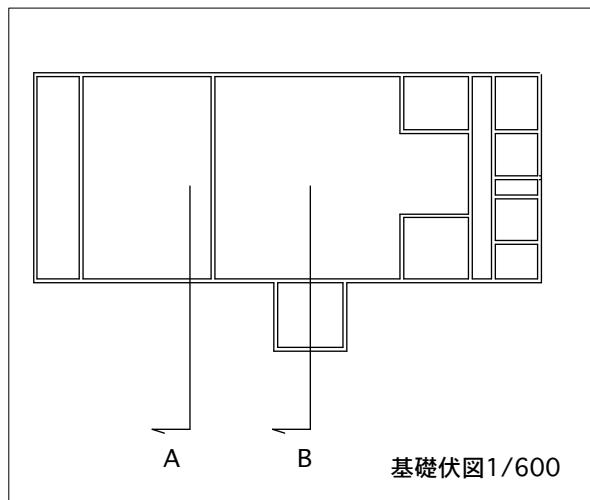
付図3. 御成小学校旧講堂整備案平面図



付図4. 御成小学校旧講堂整備案桁行断面図



付図5. 御成小学校旧講堂整備案矩計図

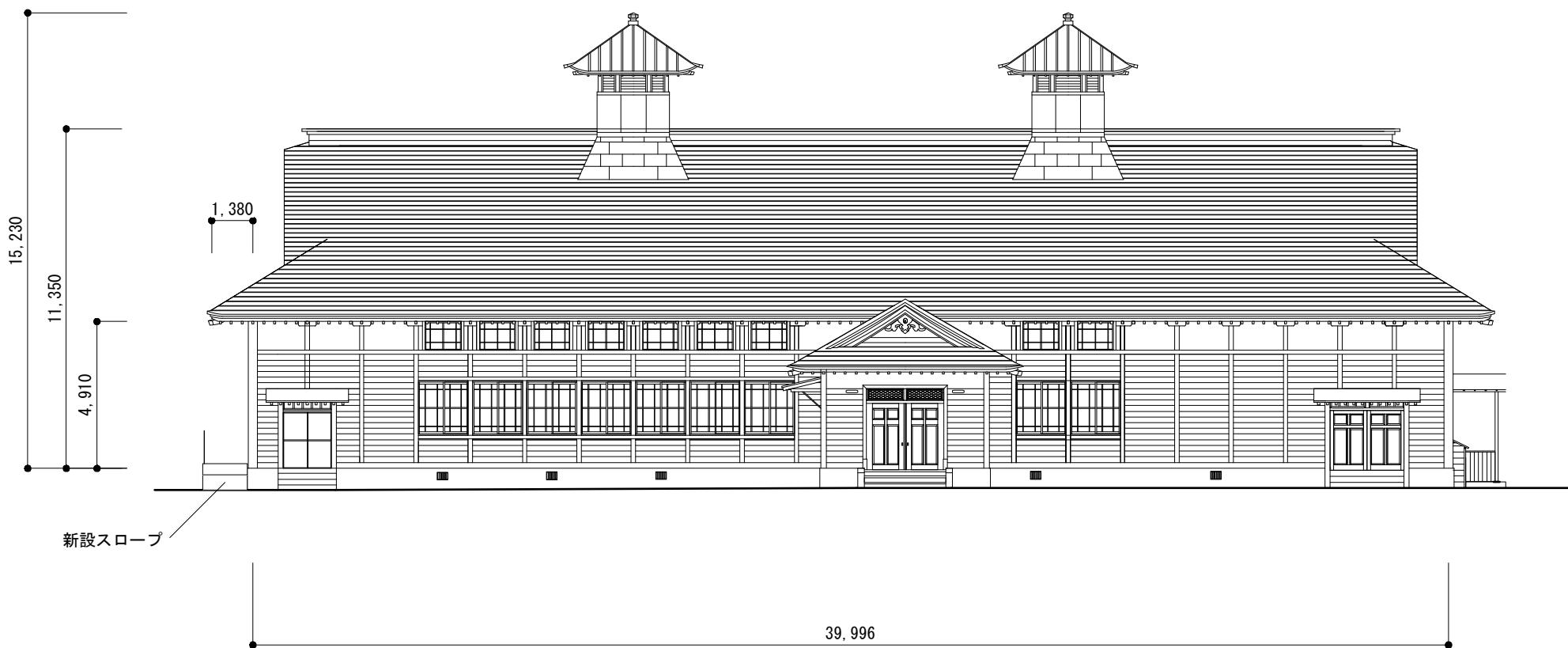


\*詳細な厚みや高さ、配筋サイズ・ピッチは構造計算及び地盤調査(液状化調査)により決まる

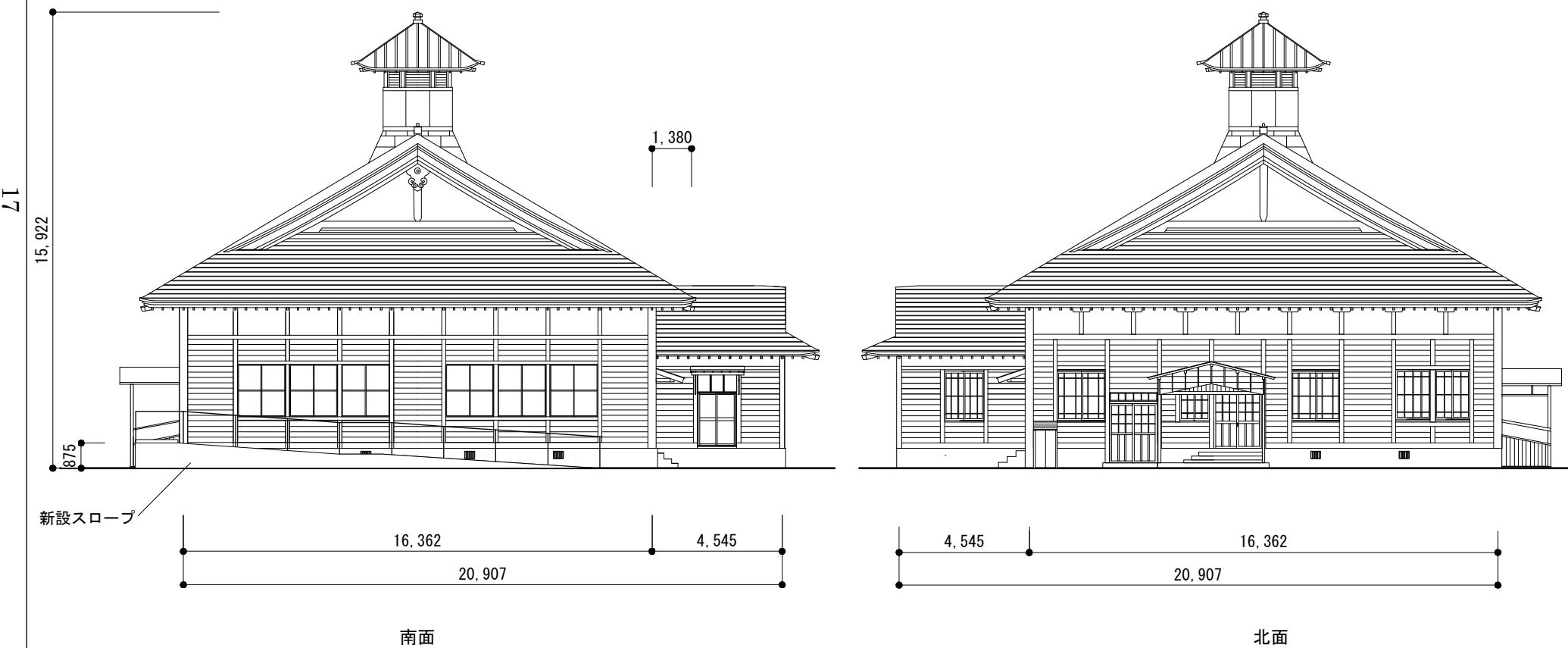
\*基礎の天端は現況と同じ高さで検討が可能。GLから600mmとする

付図6. 御成小学校旧講堂整備案正面図

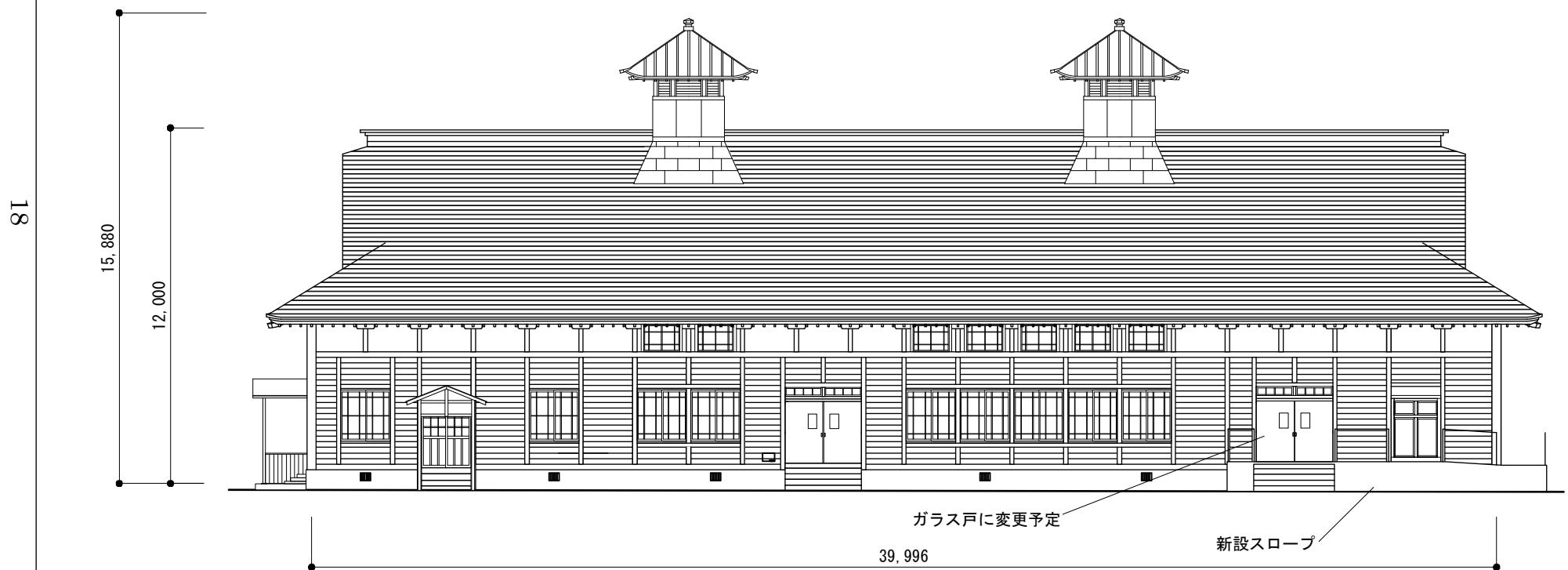
16



付図7. 御成小学校旧講堂整備案側面図（北面・南面）

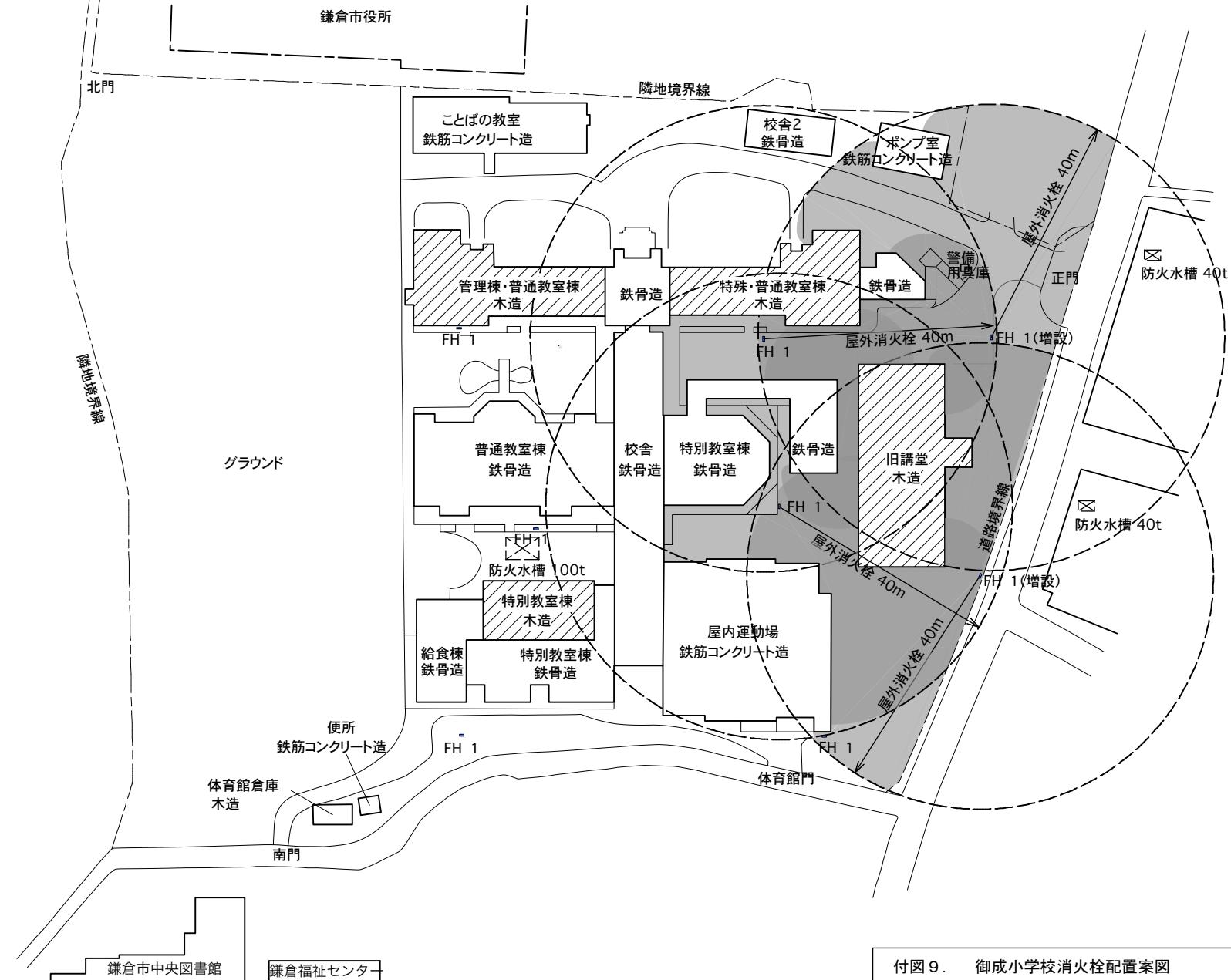


付図8. 御成小学校旧講堂整備案背面図



#### 付図9. 御成小学校消火栓配置案図

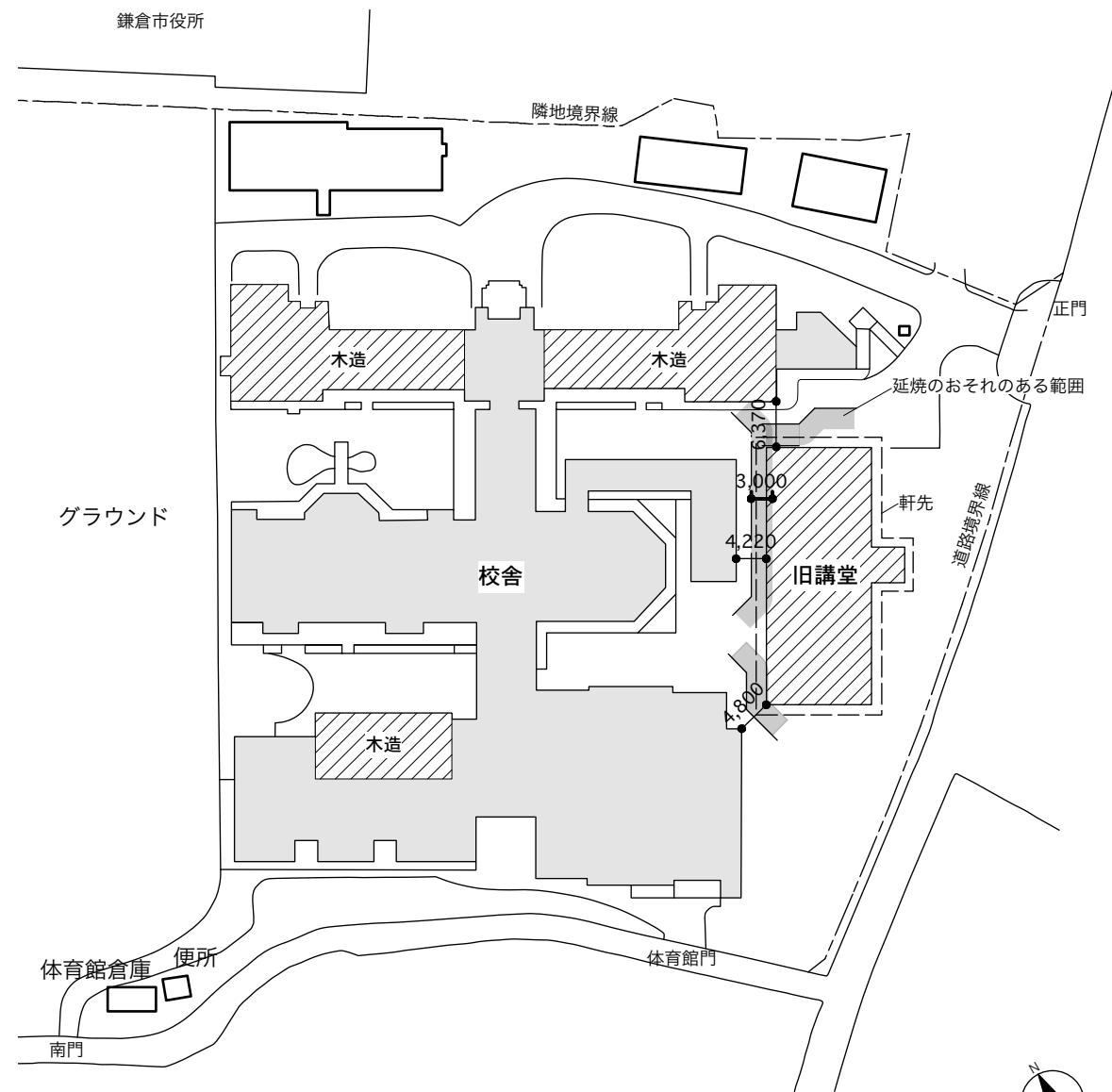
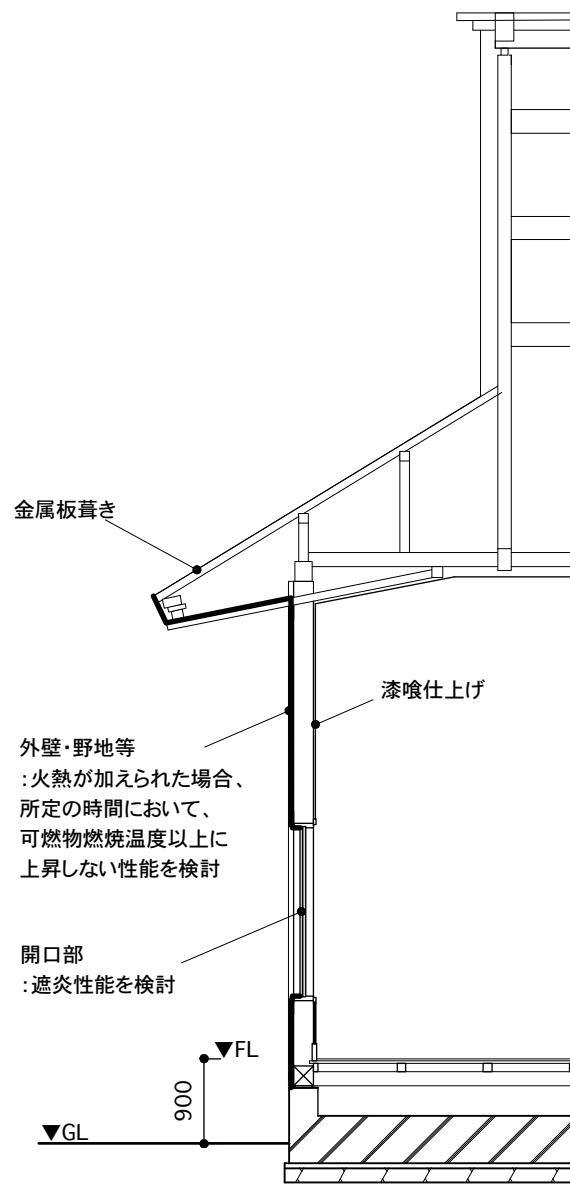
19



付図9. 御成小学校消火栓配置案図

S=1/1000

付図10. 御成小学校旧講堂延焼のおそれのある範囲



付図10. 御成小学校旧講堂延焼のおそれのある範囲

S=1/1000, 1/80

## 【参考資料】

### 1 御成小学校旧講堂の破損調査

平成 28 年 2 月から 3 月に掛けて、鎌倉市立御成小学校保存活用計画策定支援業務を受託している株式会社マヌ都市建築研究所により、旧講堂の破損状況の調査を行いました。

#### (1) 破損調査の方法

「鎌倉市立御成小学校講堂基本調査報告書」(平成 10 年 1 月調査) 及び「御成小学校旧講堂現況調査報告書」(平成 27 年 3 月調査) を参考とし、平成 28 年 2 月、3 月に目視による破損調査を行ったものです。

#### (2) 調査結果

##### ① 軸組

平成 10 年の調査によると東へ 3mm、北へ 10mm 程度の傾きであるとされています。今回の外観の調査でも建物全体での歪み等ではなく柱等の軸組、小屋組は健全であると考えられます。

##### ② 小屋組・塔屋

野地板には雨漏りの跡が見られますが、小屋組に使用されている部材は比較的健全です。ただし、金物にはサビが見られます。

塔屋はトラス合掌部の上に井桁に土台を組み立ち上がっており、軸部は健全です。

##### ③ 基礎

基礎は有筋コンクリートの布基礎である。底盤巾 940mm、厚 260mm 立ち上がり 600mm です。底盤下は割栗石が敷かれていて不同沈下はほとんど見られませんが、コンクリートの中性化は進行しており、圧縮強度は低い結果となっています。通風口近辺には割れやひびが見受けられます。一部設備配管のためはつられています。

通風口の鉄格子は外れたり、紛失していたりしているところがあります。

##### ④ 床組

床下は乾燥しており、腐食等の劣化は見受けられません。束、大引、根太、根がらみ等は比較的健全ですが、雨漏りための破損が所々に見受けられます。

##### ⑤ 軒廻り

垂木は 60×70 でピッチ 455mm であり、比較的健全です。

## ⑥ 外壁

杉材の下見板張りはペンキ仕上げであり、ペンキ塗装はほとんど剥落しており、所々に破損や欠損が見られます。(当初ペンキ色彩の特定が必要です。) 鉄材の雨押えはサビが甚だしく機能していません。漆喰部分は上塗りの亀裂、浮きが見られます。

## ⑦ 建具

引き分け戸は鉄扉に換えられており、サビによる劣化が見られます。準備室の窓はアルミサッシに換えられています。その他のガラス窓建具はパテが欠損し、ガラスの割れている箇所も多く、特に枠の劣化が進んでいます。室内側には屋内体育館として使われたときに設置された鉄格子がはまっています。このため、上部欄間の回転窓は使用できない状況です。その他の建具は、当初の形状をよく残しているものの、建てつけや戸締り錠の不良等があります。

## ⑧ 内装

内壁は木摺下地の漆喰塗りであり、雨漏り等による剥落、亀裂、汚れが見られます。一部ボードが貼られている部分があります。巾木、腰壁、額縁等は木製ワニス塗り、ペンキ塗りであり、この部分は比較的健全です。

天井は、中央部は格天井であり、雨漏りによる板の損傷が見られます。周囲は木摺下地の漆喰塗りであり、雨漏りにより剥落、亀裂、汚れが見られます。一部ボードが貼られている部分があります。

## ⑨ その他

小屋の天井上にはハクビシンなどの鳥獣の粪が堆積している部分があります。準備室の上は鳩の粪が多く見られます。

## 2 改修工事に係る概算費用

改修工事に係る費用は、壁の強度実験や地盤の液状化調査を踏まえての設計完了の段階で積算するものですが、現時点の概算費用としては3億5千万円程度と考えています。

この概算費用は、「工事工法は、現地に存立させながら破損・腐朽部分の改修及び構造補強を行う半解体改修とする」「基礎はマットスラブとする」「屋根は金属板葺きとする」など保存活用計画に記載した改修内容を基に積算したものです。

区分	種別	員数	金額（円）	備考
本工事費			345,600,000	税込み（8%）
本工事費			320,000,000	税抜き
工事請負費	直接仮設工事	1式	37,100,000	
	解体工事	1式	8,220,000	発生材処分費とも
	躯体工事	1式	44,630,000	
	内装工事	1式	48,475,000	
	外装工事	1式	38,860,000	
	電気設備工事	1式	35,000,000	
	給排水・空調設備工事	1式	34,200,000	
	外構工事	1式	5,000,000	
諸経費		1式	68,515,000	

(鎌倉市立御成小学校保存活用計画策定支援業務を受託している(株)マヌ都市建築研究所の試算

によるものです。)

### 3 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会

#### (1) 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例

##### (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市立御成小学校旧講堂の保存及び活用を図るため、その計画の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

##### (任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

##### (秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

##### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

##### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例（平成27年11月条例第18号）第5条の規定に基づき、鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当ないと認めたときは、これを公開しないことができる。

### (意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (幹事)

第6条 委員会に幹事10人以内を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、委員会の所掌事項について、委員を補佐する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事項を所管する課等において処理する。

### (その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会委員名簿

	氏名	職業又は役職	選出区分	備考
委員長	大野 敏	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院教授	学識経験者	
副委員長	梅澤 典雄	一般社団法人神奈川県建築士 事務所協会 鎌倉支部長	知識経験者	
委員	藤田 香織	東京大学大学院 工学系研究科准教授	学識経験者	
委員	長谷見 雄二	早稲田大学 理工学術院教授	学識経験者	
委員	中澤 純二	鎌倉市立御成小学校長	関係行政機関 の職員	H28.4～

委員	佐野 和信	前鎌倉市立御成小学校長	関係行政機関 の職員	～H28.3
----	-------	-------------	---------------	--------

(4) 会議の概要

	年月日	議題等
第1回	平成28年 1月18日	1 委員長及び副委員長の選任について 2 御成小学校旧講堂の概要について (御成小学校旧講堂の見学) 3 今後の進め方について
第2回	5月6日	1 活用方法の検討について 2 耐震補強等の検討について
第3回	7月19日	1 今後のスケジュールの見直しについて 2 保存活用計画の検討項目について
第4回	10月4日	1 保存活用計画案の作成について
第5回	平成29年 1月24日	1 保護者・住民説明会及び意見募集の報告について 2 保存活用計画案の修正について (1) 防火対策について (2) 耐震補強対策について
第6回	3月29日	1 保存活用計画の作成について

なお、会議の詳細については、鎌倉市ホームページ内、「御成小学校旧講堂について」(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/g-shisetsu/narishokodo.html>)を参照してください。

## 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画

平成29年3月

鎌倉市教育委員会 教育部学校施設課

〒248-0012 鎌倉市御成町12番18号

電話 0467(61)3753